



# 小学校や児童クラブ等の臨時休業により 仕事を休まなければならない場合の支援制度について

R4.10.1現在の内容です

**新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴い、  
子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者**（裏面参照）に対して、  
有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主には、**助成金**が支給されます。  
「会社に助成金を利用してほしいけれど、説明が難しそう」、  
「会社に相談してみたけれど、有給の休暇にしてもらえない」といった場合は、  
下記「**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口**」にお尋ねください。

## ■ 小学校休業等対応助成金

新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため  
仕事を休まざるを得ない保護者（裏面参照）に対して、有給（賃金全額支給）の休暇を取得さ  
せた事業主に対して、休暇中に支払った賃金相当額を支給する制度です。

制度の対象となる休暇の取得期間は**令和4年7月1日～令和4年11月30日**です。

## ■ 特別相談窓口でできること

小学校休業等対応助成金は、事業主が都道府県労働局に申請し、事業主に支払われるもの  
です。

助成金を利用するかどうかは、事業主の判断によりますが、「**小学校休業等対応助成金に  
関する特別相談窓口**」では、「会社にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方  
からのご相談内容に応じて、事業主への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行っ  
ています。

ご相談は、勤務している事業所の所在地を管轄する労働局で受け付けています（滋賀以外  
の窓口は、右下のQRコードからご確認ください）。

## ■ 事業主が助成金を利用してくれない場合

労働局からの本助成金の活用の働きかけに事業主が応じない場合には、労働者が直接申  
請することが可能です（新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の仕組みによ  
る申請となります）。

まずは「**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口**」までお尋ねください。

## 小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口

期間延長

滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL：077-523-1190

〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎 4階

受付時間：月～金 8:30～17:15（土日祝、年末年始休み）

※令和5年2月28日までの予定です。

※滋賀県内の事業所に勤務している労働者の方が対象となります。

※県外の事業所に勤務している方は、勤務している事業所の所在地を管轄する労働局に御相談ください。

小学校休業等対応助成金に関する**全国の特別相談窓口**はこちらから →



# 「新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者」とは

## ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

### 「臨時休業等」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象となります。

※子どもの新型コロナワクチン接種の付き添いやその副反応時の休みも対象となります。

### 「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）

※障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。

- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

## ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

- ・新型コロナウイルスに感染した子ども
- ・新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども（発熱などの風邪症状、濃厚接触者）
- ・医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども

※学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

## ③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。

※業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

## よくあるご質問

Q 子の通う小学校では、午前中は登校して授業、午後は在宅オンライン授業となったため、午後から休暇を取得しました。この場合は対象になりますか。

A 対象になります。授業時間の短縮（午前授業・午後授業）により、半日単位や時間単位の休暇を取得した場合も対象になります。

Q 夏・冬休みなど長期休業が延長になった期間は対象になりますか。

A 長期休業期間が延長された場合、新たに休業になった期間は対象になります。

その他の支給要件等は厚生労働省ホームページにて確認ください。

新型コロナ 休暇支援 検索



### ●小学校休業等対応助成金について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

フリーランス等、委託を受けて個人で仕事をする方への支援制度（小学校休業等支援金）のお問合せは  
小学校休業等対応助成金・支援金コールセンターへ

0120-876-187 (受付時間 9:00～21:00) ※土日・祝日含む)

臨時休業 個人委託 検索